

地域連携病院医師及び医療従事者図書室利用要綱

平成18年6月1日制定

この要綱は、山口県済生会下関総合病院(以下「病院」と称する。)における、地域連携病院医師及び医療従事者の図書室利用に関し、必要な事項を定める事を目的とする。

(1)利用者

- ① 地域連携病院の医師及び医療従事者とする。

(2)利用時間

- ① 平日の、8:30～17:00迄とする。

但し、病院職員と一緒に利用する場合は、この限りではない。

(3)利用手続

- ① 利用日時を前もって連絡する。(連絡先 管理事務室)
- ② 入・退室時、「図書室利用台帳(地域連携病院)」に記入する。

(4)利用内容

- ① 閲覧のみで、書籍の貸出は行わない。
コピーが必要な時は、各自で行う。(実費1コピー・片面10円)

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

この要綱は、平成22年9月1日から一部改定する。

この要綱は、平成28年4月1日から一部改定する。